

令和 5 年 3 月（第 1 回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 22 号宇部市環境保全条例中一部改正の件外 8 件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 22 号、第 24 号から第 28 号まで及び第 36 号については全会一致をもって、議案第 23 号及び第 39 号については賛成多数をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第 39 号調停の申立てについてです。

これは、宇部市立桃山中学校で発生した高圧ケーブル切断事故により本市が U B E 株式会社を支払った解決金について、その一部を利害関係人である相手方に対し求償をしているものの、合意に至らないため、調停により解決を図ろうとするものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、令和 4 年 7 月 U B E 株式会社と本市とで調停が成立し、支払われた解決金の一部について、高圧ケーブル切断事故の工事関係者である 2 者に求償権を請求するため調停申立てを行うとのことであるが、このたびの請求金額の算出根拠についてただしたところ、これは、前回の調停において、当該利害関係人 2 者の過失による負担割合が解決金の 5 % を超えることはないとの調停委員会の見解をよりどころに、算出したものである。しかしながら、この負担割合は、法的根拠によるものではないこと、今後の調停の双方の主張により変動する可能性があるものであるとのことでした。

次に、調停の相手方となる 2 者の利害関係人は、今回、本市が請求し

ている求償権について、どのような判断をされているのかただしたところ、利害関係人の代理人弁護士からは、利害関係人の責任はないとの主張がされている。一方、利害関係人においては早期解決を図りたいとの観点から、市のほうへ、利害関係人が算出した一定の解決金の提示がなされているところであるとのことでした。

次に、このたびの調停の申立てが追加議案となった経緯についてただしたところ、本市の利害関係人に対する求償権に関する協議において、利害関係人側から調停申立てを行う意向も聞いていたが、本年2月に、調停申立てがなされないとの考えが示されたことから、市としては、当該問題を主体的に解決し、事務手続等で遅れることがないよう、今議会へ追加上程したものであるとのことでした。

次に、当該工事請負に係る契約において、そもそも工事によって発生した第三者への損害について受注者が賠償するといった規定はなされていたのかただしたところ、本契約書には、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償をしなければならないと規定しているが、そのただし書きには、発注者である本市に過失がないことが前提条件となるとされている。このたびの事故では、受注者の過失を含めた本市側の過失が9割あり、その5%を上回らない範囲で一定の過失が受注者にあるとの調停委員会の意見に基づき、調停申立てを行うものであるとのことでした。

次に、このたびの事故は、利害関係人である2者にケーブル埋設を告知することなく工事等を発注した市に責任があると考えるが、求償権行使の根拠についてただしたところ、前回調停では、当該事故に関し、利害関係人を含む市側の責任が9割とされ、早期解決の観点から、本市が利害関係人分を含めた解決金をUBE株式会社に支払ったところである。一方、調停においては、本市の過失は大きいものの、利害関係人の過失はゼロではないとの見解が示されている。本市は市民への説明責任の観点から、苦渋の選択ではあるものの今後は調停により、解決金の一部を利害関係人に求償するものであるとのことでした。

次に、調停により解決できなかった場合、本市は訴訟の手続を行うの

かただしたところ、時効等の問題があるので、訴訟手続に関しても視野に入れているが、まずは、本市と利害関係人とが調停によって問題解決できるよう、庁内の関係部署ともしっかり連携しながら取組を進めたいとのことでした。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。